

事 務 連 絡
令和5年1月16日

一般社団法人全国霊柩自動車協会
各都道府県協会会長・事務担当者 あて

一般社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 岡 伸二郎

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある
方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(第2版)」について

謹啓 新春の候、各位益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今般1月6日付けで厚生労働省及び経済産業省において、下記1. のとおり、
「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が第2版に改正され、協会ホームページに掲載
した旨、過日お知らせしたところですが、同ガイドライン中、納体袋については、今回
の改正で、

「遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等によ
り体液等の漏出予防を行うこと等)を講じることにより、通常の遺体と同様に取り扱う
ことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。」

とされましたが、地域の市町村、医療機関及び火葬場等の意向や運用方針等を確認
の上、ご遺族の了解が得られれば、より強固な感染防止対策のため、当面の間、本
ガイドラインの趣旨である「遺族等のお気持ちに応えと同時に関係者の方の安全・
安心にも配慮し、その社会的に重要な業務を継続して実施していく」ことも考慮しなが
ら、引き続き納体袋を使用することもやむを得ないものと思料します。

つきましては、貴都道府県協会におかれましても本事務連絡の趣旨をご理解いた
だくとともに、傘下会員事業者の皆さんに対する周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、
搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(第2版)」

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示。

- 2023-01-06 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑い
のある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」第2
版が発出されました